

28 防火管理義務対象物

【関連章第7章10】

事例 「店舗従業員が協力し初期消火、避難誘導に従事した火災」

出火時分 8月 18時ごろ

用途等 物品販売店舗 耐火造 2/1 延 10,000 m²

防火管理 該当選任あり 消防計画あり

被害状況 建物ぼや1棟 テレビ2台、テーブルタップ3個、スチールラック等焼損

概要

この火災は、店舗の2階のテーブルタップから出火したものです。

出火原因は、店舗内で使用していたテーブルタップに複数の電気機器を接続し使用していたため、過多の電流が流れ、発熱し出火したものです。

発見は店舗の従業員で、2階で作業をしていたところ、商品陳列台付近から「バチン」という音とともに火花と煙が出ていることに気付き、発見後すぐに、無線で他の従業員に火災を知らせています。

店舗内で火災の情報を得た他の従業員は、従業員同士で連携し、店舗に設置してある粉末消火器及び強化液消火器を使用し初期消火に従事しています。

また、店舗内にいた客20人の避難誘導をするとともに119番通報しています。

教訓等

この火災は、店舗の営業中に発生し、店舗内には来店していた客もいたことから、万が一、延焼拡大していたら被害は甚大なものになっていた可能性があります。

出火時、店舗には防火管理者が不在でしたが、火災に気付いた従業員を中心に通報、初期消火、避難誘導等が適正に実施されています。この建物では自衛消防訓練が実施されており、連携の取れた行動は訓練の効果が表れたものと考えられます。

防火管理義務対象物の関係者は、万が一の際に迅速な通報や初期消火、的確な避難誘導が行えるよう自衛消防訓練を適宜行い、正しい知識や技術を身につけましょう。



写真 28-1 焼損箇所の状況



写真 28-2 出火箇所の状況